

●特別徴収義務者用（温泉経営者用）

# 「入湯税」

## 納入のしおり

（令和5年10月改訂）

高崎市

**・入湯税とは** (地方税法第 701 条)

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用にあてるための目的税です。

**・入湯税の税率** (高崎市市税条例第 143 条・第 144 条)

- ・ 宿泊の入湯客 150 円
- ・ 日帰りの入湯客 50 円
- ・ 学校教育上の見地から行われる行事の場合における入湯客（※） 50 円

**・納める人** (高崎市市税条例第 141 条)

鉱泉浴場を利用する入湯客です。

**・徴収の方法** (高崎市市税条例第 145 条・第 146 条)

温泉経営者は特別徴収義務者として、経営者が入湯客の納める入湯税を取りまとめ、申告納入していただきます。

**・特別徴収義務者の経営申告** (高崎市市税条例第 148 条)

鉱泉浴場を営もうとする経営者は、経営開始の日の前日までに、「入湯税経営申告書」により市長に申告してください。

**・利用者からの徴収と毎月の申告** (高崎市市税条例第 146 条)

入湯行為があったときに利用者から徴収します。利用者から徴収した入湯税は、経営者が特別徴収義務者として申告期限・納期限までに申告納入します。

なお、無料券や回数券、会員券等の利用があった場合も、入湯行為があったときに利用者から徴収します。

**・申告書の提出期限・納期限** (高崎市市税条例第 146 条の 3)

原則として、毎月 15 日までに、前月 1 日から末日までに徴収した入湯税を「入湯税納入申告書」により申告し、「入湯税納入書」により納入してください。（祝祭日や土、日曜日等金融機関が休みの時は翌日です。）

**・電子申告・電子納付**

令和 5 年 10 月 16 日から、インターネットを利用した地方税ポータルシステム「eLTAX」による電子申告・電子納付が開始されます。

詳細については、eLTAX ホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご覧ください。

**※ 学校教育上の見地から行われる行事の場合における入湯客について(宿泊の場合)**

学校教育の一環として行われた教育活動全般とし、引率教員が付添い、学校を通して申し込みがあったものについては、税率が1日(1泊)につき1人50円となります。

また、「学校教育上の見地から行われる行事の場合における入湯」による課税の軽減を受けようとする場合は、「活動内容等証明書」を提出する必要があります。

具体的な適用範囲と事務処理については以下のとおりです。

(1) 課税の軽減となる「学校」の範囲について

課税の軽減となる「学校」の範囲は、学校教育法第1条に定める学校を対象とする。

具体的には、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校が対象となる。

専修学校(専門学校など)や各種学校などは対象外とする。

(2) 課税の軽減となる「学校教育上の見地から行われる行事」の範囲

学校教育の一環として行われた教育活動全般とし、かつ、学校長又は引率教員等が証明したもの(=「活動内容等証明書」を提出したもの)を対象とする。

学校教育の一環として行われた教育活動とは、小学校～高等専門学校にあっては、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規程で示されている「学校の管理下の範囲」に該当するものとし、大学にあっては公益財団法人日本国際教育支援協会・学生教育研究災害傷害保険の支給対象となる教育研究活動の範囲に該当するものとする。

具体的な活動内容は、表【学校教育の一環としての教育活動の判断基準】とおりである。

**【学校教育の一環としての教育活動の判断基準】**

学校の種類 (学校教育法第1条に規定する、以下の学校に限る)	活動の区分	課税の軽減対象となる 主な活動内容
小学校、中学校、高等学校、 中等教育学校、特別支援学校 及び高等専門学校	学校が編成した教育課程 に基づく授業を受けている 場合	社会科見学、集団宿泊活動・自然 体験活動、職場体験活動、修 学旅行(遠足)など、校外での 授業
	学校の教育計画に基づく 課外指導を受けている場 合	体育大会・音楽コンクール等へ の参加、練習試合、合宿
大学	正課	ゼミ合宿等、講義、実験、実習、 演習及び実技による授業
	学校行事(大学が主催する 教育活動の一環としての 各種行事)	入学式、入学オリエンテーショ ン、卒業式、謝恩会
	課外活動(大学の規則に 則った所定の手続きによ り大学が認めた学内学生 団体の管理下で行う文化 活動または体育活動)	部・サークルの大会参加、練習 試合(対外試合)、屋外活動、 合宿

(3) 課税の軽減となる「対象者」の範囲

学校教育活動に参加した児童・生徒・学生及び引率教員を対象とし、保護者等は対象としない。

(4) 事務処理手順

「学校教育上の見地から行われる行事の場合における入湯」による課税の軽減を受けようとする場合は、「活動内容等証明書」を提出しなければならないこととする。

また、手続きの流れは以下のとおりとする。

**【手続きの流れ】**

(1) 課税の軽減を受けようとする者（学校）は、「活動内容等証明書」に必要事項を記載する。

(2) 課税の軽減を受けようとする者（学校）は、当該証明書を、旅館・ホテル等（特別徴収義務者）の受付に提出する。

(3) 特別徴収義務者は、当該証明書の提出があった場合には、入湯税の課税を軽減する。

(4) 特別徴収義務者は、高崎市市税条例第 146 条に規定する納入申告書を提出する際に、当該証明書を添付する。

また、当該証明書を同条例第 149 条に規定する帳簿と一緒に保管する。

**・ 申告事項に異動があった場合の手続**

（高崎市市税条例第 148 条）

経営申告の際に提出した申告書の事項について変更等があった場合には、直ちにその旨を「入湯税異動申告書」により申告してください。

**・ 温泉を利用しなくなった場合の手続き**

（高崎市市税条例第 148 条）

施設を休業または廃業するなどの理由で温泉を利用しなくなり、入湯税の特別徴収義務者に該当しなくなる場合、「入湯税異動申告書」により申告してください。

また、再開する場合にも「入湯税異動申告書」により申告してください。

**・ 特別徴収義務者証の掲示**

交付された「入湯税特別徴収義務者証」は利用者の見やすい場所へ掲示してください。

交付された「入湯税特別徴収義務者証」は入湯税の特別徴収義務者でなくなった場合には返納していただきますので紛失しないようにしてください。

**・ 帳簿記載義務**

（高崎市市税条例第 149 条）

毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を「入湯税徴収原簿」（様式第 100 号）に記載し、記載の年度終了の日から5年間は保存してください。

・入湯税関係様式

<入湯税経営申告書>

様式第38号（第64条関係）

入 湯 税 経 営 申 告 書

年 月 日

(宛先) 高崎市長

住所(所在地)

氏名(名称)

(法人の場合は、名称及び代表者氏名)

鉱泉浴場を経営するので、高崎市市税条例第148条の規定により次のとおり申告します。

経 営 者	住所(所在地)	
	氏名(名称)	(法人の場合は、名称及び代表者氏名)
	電話番号	( )
	個人番号又は法人番号	
場 所	所在地	
	場名	
場 の 電 話 番 号	電話番号	( )
	責任者の氏名	
場 の 利 用 形 態	1 宿泊	2 日帰り
	施設の種類	室(温泉利用許可証の欄)
開 業 許 可 年 月 日	年 月 日	
	営業開始年月日	年 月 日
添 付 資 料	1 温泉利用許可証の写し	2 公衆浴場営業許可証の写し
	3 旅館業営業許可証の写し	4 履歴事項全部証明書等の写し
備 考		

入湯税経営申告書

入湯税経営申告書には、温泉利用許可証の写しや履歴事項全部証明書等を添付してください。

<入湯税異動申告書>

様式第39号（第64条関係）

入 湯 税 異 動 申 告 書

年 月 日

(宛先) 高崎市長

住所(所在地)

氏名(名称)

(法人の場合は、名称及び代表者氏名)

経営中旨事項に異動があったので、高崎市市税条例第148条の規定により申告します。

特 別 課 税 収 納 者	住所(所在地)	
	氏名(名称)	(法人の場合は、名称及び代表者氏名)
	電話番号	( )
	個人番号又は法人番号	
場 所	所在地	
	場名	
場 の 電 話 番 号	電話番号	( )
	責任者の氏名	
異 動 年 月 日	年 月 日	
	異動があった事項	1 特別課税義務者について 2 浴場の施設等について 3 休業(期間: 年 月 日～ 年 月 日) 4 廃業 5 その他( )
添 付 資 料	1 履歴事項全部証明書等の写し	2 その他( )
備 考		

入湯税異動申告書

経営開始時に申告した事項に異動があった場合には、直ちに申告してください。

<入湯税納入申告書>

様式第85号(第42条関係)

入湯税納入申告書										指定番号
年月日										
(税先)高崎市長		住所(所在地)		氏名(名称)		(法人の場合は、本番号(代表者氏名))				
特別徴収義務者		個人番号又は法人番号								
高崎市市税条例第146条第3項の規定により、( 年 月分)入湯税の納入について、次のとおり申告します。										
入湯税納入明細(単位:人)										
区分	一般	学校教育上の行事における入湯	日帰り入湯	半額は湯決めの者の入湯	区分	一般	学校教育上の行事における入湯	日帰り入湯	半額は湯決めの者の入湯	日
1										17
2										18
3										19
4										20
5										21
6										22
7										23
8										24
9										25
10										26
11										27
12										28
13										29
14										30
15										31
16										合計
区分	一般	入湯客数	税率	税額	備考					
一般	人	150円	円							
学校教育上の行事における入湯	人	50円	円							
日帰り入湯	人	50円	円							
合計	人									

注: 1 申告書の提出期限及び税額の納期限は、翌月の15日までです。  
 2 期限内に申告書の提出がないときは、不申告加算金が加算されることがありますので注意してください。

入湯税納入申告書

利用者から徴収した入湯税については、翌月の15日までに申告してください。

<入湯税納入書>

様式第96号(第62条関係)

群馬県	入湯税
高崎市	領収証書
年月分	指定番号
(特別徴収義務者)	
住所又は所在地及び氏名又は名称	
様	
税額	
延滞金	
過少申告加算金	
不申告加算金	
重加算金	
合計	
納期限	年月日
上記のとおり領収しました。	
高崎市会計管理者	
取りまとめ金融機関	領収日付印
群馬銀行高崎支店	
(納税者保管)	

群馬県	入湯税
高崎市	納入書
年月分	指定番号
(特別徴収義務者)	
住所又は所在地及び氏名又は名称	
様	
税額	
延滞金	
過少申告加算金	
不申告加算金	
重加算金	
合計	
納期限	年月日
上記のとおり納入します。	
高崎市会計管理者	
取りまとめ金融機関	領収日付印
群馬銀行高崎支店	
(金融機関又は郵便局保管)	

群馬県	入湯税
高崎市	納入済通知書
年月分	指定番号
(特別徴収義務者)	
住所又は所在地及び氏名又は名称	
様	
税額	
延滞金	
過少申告加算金	
不申告加算金	
重加算金	
合計	
納期限	年月日
上記のとおり通知します。	
高崎市会計管理者	
取りまとめ金融機関	領収日付印
群馬銀行高崎支店	
(高崎市保管)	

<入湯税徴収原簿>

様式第100号(第65条関係)

入 湯 税 徴 収 原 簿

日	一 般 宿 泊		学校教育上の行事における入湯(修学旅行等)			日 帰 り 入 湯			年 月 分	
	(150円)		(50円)			(50円)			未 満	
	人数	入湯料金	入湯税額	人数	入湯料金	入湯税額	人数	入湯料金	入湯税額	人 数
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
合計										

注：本帳簿は毎日記載してください

入湯税徴収原簿

毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載し、記載の年度終了日から5年間は保存してください。

<活動内容等証明書>

活動内容等証明書

令和 年 月 日

高 崎 市 長 宛

学校の所在地.....

学 校 名.....

引率教員の氏名.....

以下の者は、学校教育法第1条に規定する学校の児童・生徒・学生又は引率教員であり、以下の活動内容が学校教育の一環として行われることを証明します。

利用施設(旅館等)の名称		
施設利用期間		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
活動内容	種 類	<input type="checkbox"/> 教育課程(正課) <input type="checkbox"/> 体育大会 <input type="checkbox"/> 合宿 <input type="checkbox"/> その他( )
	団 体 名	
	行 事 名	
	行事開催地	
軽減を受けようとする入湯者数 (児童・生徒・学生・引率教員)		12歳以上の者の人数: 人 ※軽減となるのは児童・生徒・学生・引率教員のみです。保護者等は含めな いください。 (12歳未満の者の人数: 人)

活動内容等証明書

学校教育上の見地から行われる行事の場合における入湯客について、課税の軽減をした場合、納入申告書と一緒に提出してください。

また、当該証明書を徴収原簿と一緒に保管してください。

## 入湯税関係の条例・規則（抜粋）

### ○高崎市市税条例

（入湯税の納税義務者等）

第 141 条 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

（入湯税の課税免除）

第 142 条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

- (1) 年齢 12 歳未満の者
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者

（入湯税の税率）

第 143 条 入湯税の税率は、入湯客 1 人 1 日について、150 円とする。

（入湯税の軽減）

第 144 条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる入湯客に対する入湯税の税率は、1 人 1 日について当該各号に掲げる額とする。

- (1) 学校教育上の見地から行われる行事の場合における入湯客 50 円
- (2) 日帰りの入湯客 50 円

（入湯税の徴収の方法）

第 145 条 入湯税は、特別徴収の方法によって徴収する。

（入湯税の特別徴収の手続）

第 146 条 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

2 前項の特別徴収義務者は、その入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。

3 第 1 項の特別徴収義務者は、毎月 15 日までに、前月 1 日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、その納入金を納入書によって納入しなければならない。

（入湯税に係る不足金額等の納入手続）

第 147 条 入湯税の特別徴収義務者は、法第 701 条の 10、第 701 条の 12 又は第 701 条の 13 の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。

（入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告）

第 148 条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告をした事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

- (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び代表者の氏名並びに個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに氏名又は名称及び代表者の氏名）
- (2) 鉱泉浴場施設の所在地
- (3) その他市長が必要と認める事項

（入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等）

第 149 条 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、当該年度終了の日から 5 年間これを保存しなければならない。

## ○高崎市市税条例施行規則

(入湯税に係る特別徴収義務者の指定)

第 61 条 法第 701 条の 4 第 1 項の規定による入湯税の特別徴収義務者の指定は、入湯税特別徴収義務者指定通知書(様式第 94 号)によるものとする。

(入湯税に係る納入手続等)

第 62 条 条例第 146 条第 3 項の規定による入湯税に係る納入金の申告は、入湯税納入申告書(様式第 95 号)により、その納入は、入湯税納入書(様式第 96 号)によるものとする。

(入湯税の更正(決定)通知)

第 63 条 法第 701 条の 9 第 4 項の規定による入湯税の更正又は決定の通知、法第 701 条の 12 第 4 項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知又は法第 701 条の 13 第 4 項の規定による重加算金額の決定の通知は、入湯税更正(決定)通知書(様式第 97 号)によるものとする。

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第 64 条 条例第 148 条の規定により入湯税に係る経営申告をする場合においては、入湯税経営申告書(様式第 98 号)により、申告した事項に異動があった場合においては、入湯税異動申告書(様式第 99 号)により申告するものとする。

(入湯税に係る特別徴収義務者の帳簿)

第 65 条 条例第 149 条に規定する特別徴収義務者が記載する帳簿は、入湯税徴収原簿(様式第 100 号)とする。

法：地方税法

## ◎罰則規定

・入湯税に係る徴税吏員の質問検査に対し、帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ又は忌避した者や帳簿書類で虚偽の記載した者などは 5 万円以下の罰金刑を科される場合があります。(地方税法第 701 条の 5、701 条の 6)

・納入すべき入湯税の全部又は一部を納入しなかった特別徴収義務者は 3 年以下の懲役や 50 万円以下(50 万円を超える場合有り)の罰金刑を科される場合があります。(地方税法第 701 条の 7)

<入湯税に関する問い合わせ先>

高崎市役所 財務部	市民税課
〒370-8501	群馬県高崎市高松町35-1
TEL (直通)	027-321-1310
FAX	027-328-3944
メールアドレス	<a href="mailto:shiminzei@city.takasaki.gunma.jp">shiminzei@city.takasaki.gunma.jp</a>
ホームページ	<a href="http://www.city.takasaki.gunma.jp/">http://www.city.takasaki.gunma.jp/</a>